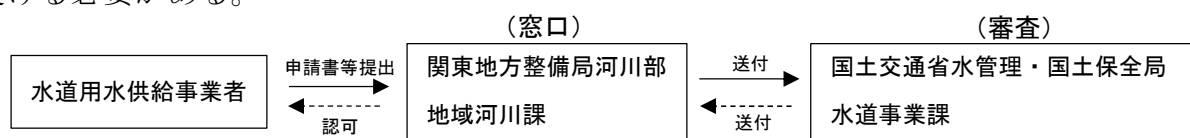


九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の 統合に係る認可申請について

1 認可の申請

- 企業局が新たに水道用水供給事業を行うにあたり、水道法第27条に基づき創設認可を受ける必要がある。



2 認可までの手続き（経過及び予定）

- 令和7年2月：事前協議を開始（概要書の提出）
- 令和7年8月：事業認可申請書の内容確認を開始
- 令和7年12月：事業認可申請書を提出
- 令和8年3月：事業認可

3 概要書の提出

- 概要書には、主に両企業団の現況や企業局水道用水供給事業の概要、水需要予測などを記載している。
- なお、水需要予測に用いる人口や給水量等の実績値はR5年度末のものを使用している。（統合基本計画の水需要予測にはR4末の実績を使用）